

埼玉県省エネナビゲーター事業実施要綱

(目的)

第1 埼玉県省エネナビゲーター事業は、民間事業者からの要請に基づき省エネナビゲーターを県内事業所に派遣し、省エネ診断やフォローアップ等を行うことにより、民間事業者の省エネルギー対策を促進し、もって県内の温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において民間事業者とは、埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主（会社にあつては中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の各号のいずれかに該当するもの（「中小企業者」）をいう。

2 この要綱において省エネナビゲーター（以下「ナビゲーター」という。）とは、エネルギーの使用の合理化や再生可能エネルギーの活用（以下「省エネ等」という。）に関し、専門的知識・経験を有する者として埼玉県に登録された者をいう。

3 この要綱において省エネ診断、フォローアップ等とは、ナビゲーターが直接事業所を訪問し、電気やガスなどエネルギーの使用状況を実地に把握した上で、省エネ等に関する提案や技術的な助言を行うこと、省エネ診断に関する相談窓口において助言を行うこと、簡易診断ツールを用いた簡易診断結果の解説・助言を行うことをいう。

4 この要綱において受託者とは、埼玉県と本事業の運營業務委託契約を締結した事業者をいう。

(支援の対象)

第3 本事業における支援の対象は原則として、年間のエネルギー使用量（原油換算値）が概ね15k1以上1,500k1未満の県内事業所とする。

(ナビゲーターの登録)

第4 ナビゲーターは、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する者の中から、温暖化対策課長が認定し、登録する。

(1) エネルギー管理士、建築設備士、電気主任技術者、ガス主任技術者、ボイラー技士又は技術士（機械、電気電子、衛生工学）の資格を有する者

(2) 省エネルギー診断業務又はこれに準ずる業務の経験が3年以上ある者

(3) 企業等において、エネルギー管理の実務の経験が3年以上ある者

(4) 前各号に掲げるものと同等の知識・経験を有するものとして、温暖化対策課長が認めた者

2 温暖化対策課長は、前項の規定によりナビゲーターを登録したときは、当該登録を受けたナビゲーターに対して、その旨を通知する。

(支援の要請)

第5 ナビゲーターによる省エネ診断を希望する民間事業者は、埼玉県省エネ診断（省エネナビゲーター）申込書（様式第1-1）を受託者（温暖化対策課長宛）に提出するものとする。

2 過去に受診した省エネ診断のフォローアップを希望する民間事業者は、埼玉県省エネナビ診断フォローアップ申込書（様式第1-2）を受託者（温暖化対策課長宛）に

提出するものとする。

(支援の調整)

第6 受託者は、温暖化対策課長宛てに提出された申込書等を審査し、ナビゲーターの派遣が適当と判断される場合は、派遣日程等について民間事業者と派遣予定のナビゲーターとの調整を図るものとする。

2 受託者は、派遣日程等を決定した場合は、埼玉県省エネナビゲーター業務依頼書(様式第2)により派遣するナビゲーターに対し温暖化対策課長名で通知する。

(ナビゲーターの業務)

第7 ナビゲーターは、事業所の規模・状況に応じて、1名若しくは3名以内のチームで省エネ診断等を行い、その結果を診断レポートとしてとりまとめるものとする。

2 ナビゲーターは、相談窓口及び簡易診断において民間事業者個別の相談等に対する解説・助言をするものとする。

(省エネ診断・フォローアップの実施報告)

第8 ナビゲーターは、省エネ診断及びフォローアップを実施した場合には、診断等の実施後速やかに、埼玉県省エネナビゲーター業務報告書(様式第3。以下「報告書」という。)を受託者(温暖化対策課長宛)に提出するものとする。

2 受託者は、報告書の形式審査を行い、温暖化対策課長の承認を得ること

3 受託者は、前項の規定により承認を得た報告書のうち、診断レポートまたはフォローアップ実施報告書をナビゲーターの派遣を受けた事業者へ送付する。

(相談窓口における解説・助言の実施報告)

第8の2 ナビゲーターは、相談等に対する解説・助言を実施した場合には解説等の実施後速やかに、埼玉県省エネナビゲーター個別相談報告書(様式第4。以下「報告書」という。)を受託者(温暖化対策課長宛)に提出するものとする。

2 受託者は、報告書の内容を確認し、温暖化対策課長に提出すること

(ナビゲーターの遵守事項)

第9 ナビゲーターは、温暖化対策課長が別に定める倫理規程(以下「倫理規程」という。)を遵守しなければならない。

(ナビゲーターの登録取消)

第10 温暖化対策課長は、ナビゲーターが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該ナビゲーターの登録を取り消すことができる。

(1) 本人から登録取消の申し入れがあったとき。

(2) 倫理規程に反する行為があったとき。

(3) 本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。

(4) 健康上その他の理由により、業務が行えないと認められるとき。

(5) ナビゲーターの登録継続の意向が確認できないとき。

2 温暖化対策課長は、前項の規定によりナビゲーターの登録を取り消したときは、その旨を当該ナビゲーターに通知する。

(経費の負担等)

第11 受託者は、第8及び第8の2の規定により提出され、所定の審査を終了した報告書を受理後、速やかにナビゲーターに対して、担当した役割に応じて別表に定める謝金を支払うものとする。謝金は交通費及び診断レポート等の作成費用を含むものとする。

2 県は、ナビゲーターを派遣する際、ナビゲーターの活動に係る傷害保険に加入する経費を負担するものとする。

3 ナビゲーターの派遣を受けた事業者は、支援に係る費用一切を負担しないものとする。

(その他)

第12 本事業の庶務は、温暖化対策課において行うものとする。また、この要綱に定めるほか、本事業の運営に関し必要な事項は、温暖化対策課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

別表

埼玉県省エネナビゲーター謝金基準

役割	単価（円）	業務内容
リーダー	40,000円/回	診断レポート取りまとめ、提案個票の作成、報告会の対応
サブリーダー	30,000円/回	提案個票の作成、リーダーの補佐
相談対応	5,000円/回	事業者からの個別相談に対する解説・助言（30分～1時間程度）
その他	25,000円/回	フォローアップの実施 特定分野の省エネ診断、上記以外の業務

様式第2

令和 年 月 日

(省エネナビゲーター) 様

埼玉県環境部温暖化対策課長

埼玉県省エネナビゲーター業務依頼書

別紙のとおり支援申込があったので、省エネナビゲーターの業務を依頼します。

記

- 1 実施事業所
- 2 実施日時
- 3 その他

様式第3

令和 年 月 日

(宛名)
埼玉県環境部温暖化対策課長

省エネナビゲーター名 _____

埼玉県省エネナビゲーター業務報告書

省エネ診断等の結果を、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施事業所
- 2 実施日時
- 3 実施結果
別添のとおり
- 4 報告書完成日時

別添

埼玉県省エネナビゲーター事業

省エネ診断レポート

診断事業所名：株式会社〇〇〇〇

〈埼玉県〉

平成 年 月

1. 事業所と診断事業所の概要
2. エネルギー管理状況と総括
3. エネルギー使用状況
4. 提案内容（コスト、CO₂削減効果を含む）